

平成 30 年 3 月 27 日

厚生労働省医政局長 武田俊彦殿

公益財団法人 日本対がん協会  
会長 垣添 忠生



公益財団法人 結核予防会  
理事長 工藤 翔



公益財団法人 予防医学事業中央会  
理事長 櫻林 郁之介



全国厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 中村 純誠



公益社団法人日本診療放射線技師会  
会長 中澤 靖夫



エックス線検診車での乳房撮影時における医師立ち会いについて（要望）

私ども 5 団体は、公衆衛生の向上と国民の健康維持を目的に、疾病の予防並びに早期発見・早期治療を推進するため、巡回検診車による集団検診の実施、および診療放射線技術の向上や医療安全の推進、診療放射線技師の資質向上に積極的に取り組んでいます。

さて、平成 28 年 2 月に「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」が改正され、乳がん検診については、「検診項目は、問診および乳房エックス線検査と

する。なお、視診及び触診（以下、視触診という。）は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること」とされました。

視触診は医師による実施が必要不可欠ですが、問診および乳房エックス線検査による検診を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理などが十分に行われるという条件のもと、必ずしも医師の現場立ち会いを求めなくても受診者の安全に配慮した検診は実施可能だと考えます。

平成 26 年には、「診療放射線技師法」第 26 条改正と「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」の改正で、検診車で胸部エックス線検査を行う場合、医師の検診車立ち会いを求めなくても、質問と胸部エックス線検査実施は可能になりました。胸部エックス線検査の場合にならって、乳房エックス線撮影でも同様の措置を検討していただきたいと存じます。

つきましては、厚労科学特別研究班を早急に立ち上げ、上記の検証作業に着手していただき、研究班からの提言にもとづき、省令の改正等を行っていただきたいと、要望いたします。

## 記

- 1、 厚労科学特別研究班を早急に立ち上げていただき、視触診を伴わない乳房エックス線検査を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理が十分に行われるという条件のもとで、医師の現場立ち会いが必要かどうかの検証作業に着手していただきたい。
- 2、 厚労科学特別研究班から、医師の現場立ち会いは必要ではないという提言が出た場合、速やかに必要な法改正ないし省令の改正を行っていただきたい。

以上

平成 30 年 3 月 27 日

厚生労働省健康局長 福田祐典殿

公益財団法人 日本対がん協会  
会長 垣添 忠生



公益財団法人 結核予防会  
理事長 工藤 翔二



公益財団法人 予防医学事業中央会  
理事長 櫻林 郁之介



全国厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 中村 純誠



公益社団法人日本診療放射線技師会  
会長 中澤 靖夫



エックス線検診車での乳房撮影時における医師立ち会いについて（要望）

私ども 5 団体は、公衆衛生の向上と国民の健康維持を目的に、疾病の予防並びに早期発見・早期治療を推進するため、巡回検診車による集団検診の実施、および診療放射線技術の向上や医療安全の推進、診療放射線技師の資質向上に積極的に取り組んでいます。

さて、平成 28 年 2 月に「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」が改正され、乳がん検診については、「検診項目は、問診および乳房エックス線検査と

する。なお、視診及び触診（以下、視触診という。）は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること」とされました。

視触診は医師による実施が必要不可欠ですが、問診および乳房エックス線検査による検診を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理などが十分に行われるという条件のもと、必ずしも医師の現場立ち会いを求めなくても受診者の安全に配慮した検診は実施可能だと考えます。

平成 26 年には、「診療放射線技師法」第 26 条改正と「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」の改正で、検診車で胸部エックス線検査を行う場合、医師の検診車立ち会いを求めなくても、質問と胸部エックス線検査実施は可能になりました。胸部エックス線検査の場合にならって、乳房エックス線撮影でも同様の措置を検討していただきたいと存じます。

つきましては、厚労科学特別研究班を早急に立ち上げ、上記の検証作業に着手していただき、研究班からの提言にもとづき、省令の改正等を行っていただきたい、要望いたします。

## 記

- 1、 厚労科学特別研究班を早急に立ち上げていただき、視触診を伴わない乳房エックス線検査を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理が十分に行われるという条件のもとで、医師の現場立ち会いが必要かどうかの検証作業に着手していただきたい。
- 2、 厚労科学特別研究班から、医師の現場立ち会いは必要ではないという提言が出た場合、速やかに必要な法改正ないし省令の改正を行っていただきたい。

以上

平成 30 年 3 月 27 日

厚生労働省医政局医事課長  
武井 貞治殿

公益財団法人 日本対がん協会  
会長 垣添 忠生



公益財団法人 結核予防会  
理事長 工藤 翔



公益財団法人 予防医学事業中央会  
理事長 櫻林 郁之介



全国厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 中村 純誠



公益社団法人日本診療放射線技師会  
会長 中澤 靖夫



エックス線検診車での乳房撮影時における医師立ち会いについて（要望）

私ども 5 団体は、公衆衛生の向上と国民の健康維持を目的に、疾病の予防並びに早期発見・早期治療を推進するため、巡回検診車による集団検診の実施、および診療放射線技術の向上や医療安全の推進、診療放射線技師の資質向上に積極的に取り組んでいます。

さて、平成 28 年 2 月に「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」が改正

され、乳がん検診については、「検診項目は、問診および乳房エックス線検査とする。なお、視診及び触診（以下、視触診という。）は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること」とされました。

視触診は医師による実施が必要不可欠ですが、問診および乳房エックス線検査による検診を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理などが十分に行われるという条件のもと、必ずしも医師の現場立ち会いを求めなくても受診者の安全に配慮した検診は実施可能だと考えます。

平成 26 年には、「診療放射線技師法」第 26 条改正と「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」の改正で、検診車で胸部エックス線検査を行う場合、医師の検診車立ち会いを求めなくても、質問と胸部エックス線検査実施は可能になりました。胸部エックス線検査の場合にならって、乳房エックス線撮影でも同様の措置を検討していただきたいと存じます。

つきましては、厚労科学特別研究班を早急に立ち上げ、上記の検証作業に着手していただき、研究班からの提言にもとづき、省令の改正等を行っていただきたい、要望いたします。

## 記

- 1、 厚労科学特別研究班を早急に立ち上げていただき、視触診を伴わない乳房エックス線検査を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理が十分に行われるという条件のもとで、医師の現場立ち会いが必要かどうかの検証作業に着手していただきたい。
- 2、 厚労科学特別研究班から、医師の現場立ち会いは必要ではないという提言が出た場合、速やかに必要な法改正ないし省令の改正を行っていただきたい。

以上

平成 30 年 3 月 27 日

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長  
佐々木 昌弘殿

公益財団法人 日本対がん協会  
会長 垣添 忠生



公益財団法人 結核予防会  
理事長 工藤 翔二



公益財団法人 予防医学事業中央会  
理事長 櫻林 郁之丞



全国厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 中村 純誠



公益社団法人日本診療放射線技師会  
会長 中澤 靖夫



エックス線検診車での乳房撮影時における医師立ち会いについて（要望）

私ども 5 団体は、公衆衛生の向上と国民の健康維持を目的に、疾病の予防並びに早期発見・早期治療を推進するため、巡回検診車による集団検診の実施、および診療放射線技術の向上や医療安全の推進、診療放射線技師の資質向上に積極的に取り組んでいます。

さて、平成 28 年 2 月に「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」が改正

され、乳がん検診については、「検診項目は、問診および乳房エックス線検査とする。なお、視診及び触診（以下、視触診という。）は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること」とされました。

視触診は医師による実施が必要不可欠ですが、問診および乳房エックス線検査による検診を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理などが十分に行われるという条件のもと、必ずしも医師の現場立ち会いを求めなくても受診者の安全に配慮した検診は実施可能だと考えます。

平成 26 年には、「診療放射線技師法」第 26 条改正と「がん予防重点健康教育及び実施のため指針」の改正で、検診車で胸部エックス線検査を行う場合、医師の検診車立ち会いを求めなくても、質問と胸部エックス線検査実施は可能になりました。胸部エックス線検査の場合にならって、乳房エックス線撮影でも同様の措置を検討していただきたいと存じます。

つきましては、厚労科学特別研究班を早急に立ち上げ、上記の検証作業に着手していただき、研究班からの提言にもとづき、省令の改正等を行っていただきたい、要望いたします。

## 記

- 1、 厚労科学特別研究班を早急に立ち上げていただき、視触診を伴わない乳房エックス線検査を検診車で行う場合、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理が十分に行われるという条件のもとで、医師の現場立ち会いが必要かどうかの検証作業に着手していただきたい。
- 2、 厚労科学特別研究班から、医師の現場立ち会いは必要ではないという提言が出た場合、速やかに必要な法改正ないし省令の改正を行っていただきたい。

以上